

企画競争実施の公示

平成 21 年 4 月 16 日

国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男

下記のとおり、企画提案書の提出を求めます。



記

1 業務概要

(1) 業務名 持続可能な都市の実現に向けた郊外土地利用コントロール手法に関する調査検討業務

(2) 業務の目的

低炭素型都市等、持続可能な都市の実現に向け、平成 20 年度実施の「郊外部における土地利用コントロール手法に関する検討調査業務」及び「今後の土地利用コントロールのあり方に関する調査検討業務」において整理した課題を踏まえ、今後の人団減少社会において持続可能な都市を実現するような郊外部における土地利用コントロール手法のあり方について、ケーススタディ等の調査を通じて、その検討に資するデータ収集及びそれらの分析を行う。

(3) 業務内容

(1) ケーススタディに向けたパターン設定のための調査・整理

- ① 上記平成 20 年度調査をレビューしつつ、これから郊外土地利用コントロール手法の検討のために必要となる全国郊外データ等を収集・整理。
- ② ①を踏まえ、からの郊外土地利用コントロール手法として考えられるパターンを複数設定。(地域特性並びに許容建築物等に着目した基準案を複数設定。)

(2) ケーススタディによる複数パターンの検証

- ① 大都市・地方都市別に、(1)で設定した複数パターンの検証に適当な都市を選定。(8 都市程度を想定。)
- ② 当該サンプル都市における農地、森林、自然地等を含めた郊外土地利用実態を把握した上で、複数パターンを適用しその実効性等を検証。(都道府県と市町村との役割分担にも着目。)

(3) 郊外土地利用コントロール手法に関する意見・参考事例等の把握・整理

- ① 複数パターンの実現性・実効性及び基準・運用方法等に係る課題・改善点等について、地方自治体、関係団体、事業者等から意見聴取の上、整理。
- ② 郊外土地利用コントロール手法の検討の参考となる、国内外での郊外における建築・開発コントロールの運用等を把握・整理。

(4) 有識者等による検討会の開催と郊外土地利用コントロール手法のあり方の整理

- ① 有識者等による検討会を開催し、複数パターンの課題・改善点等について議

論の上、整理。

(2) ①における検討に資するため、郊外土地利用に関する実態データ等を把握・整理。

(3) 以上を踏まえ、建築・開発コントロールに関する基準案の作成等、郊外土地利用コントロール手法のあり方を整理。

(4) 履行期限 平成 22 年 3 月 19 日（金）を予定

2 企画競争参加資格要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 国土交通本省における役務の提供等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと

(4) 業務執行体制に関する要件

本業務を円滑に遂行できる体制を有していること。

(5) 業務実績に関する要件

区域区分に関する調査検討業務に携わった実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省都市・地域整備局都市計画課（担当）恵崎

電話 03-5253-8111（内線：32-653）

ファクシミリ 03-5253-1590 電子メール ezaki-t2xc@mit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成 21 年 4 月 16 日から平成 21 年 5 月 12 日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成 21 年 5 月 12 日 18 時 00 分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は 3 部、電送又は電子メールの場合は 1 部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎 2004」「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Adobe Acrobat Reader4.0」の形式に限る。

・ファイル総量は極力 1 メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

提出された企画書について、必要に応じてヒアリングを実施する。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは、原則細断処分する。なお、返却を希望する場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 詳細は説明書による。